

「キトラ古墳壁画の保存管理施設に関する設備・条件等」 についての前回WGにおける主な意見

○ 総論

- ・「文化財公開施設の計画に関する指針」（以下「指針」という。）については、策定時（平成7年）以降の技術的な進展による変更点はあるものの、基本的には本指針の考え方や意図、内容等を十分反映する。
- ・当面の間、壁画をいかに安全に保存できるかを考える。
- ・設計に当たっては、室内の光度や壁の色なども含め、具体的な事柄について、修理技術者の意見をよく聞くことが重要である。

○ 免震について

- ・建物は頑丈な耐震とするだけでなく、「指針」には示されていない免震機能も備える。
- ・壁画の設置台については、技術者の作業に支障があるので、免震台にしない。

○ 保存環境について

- ・文化財にとって一番よい温湿度を保つために、断熱材を入れるなど、施工との関係にも配慮する。
- ・カビなどの生物被害が起こらない環境を確保することが重要であり、乾燥しすぎる懸念も踏まえれば、湿度についても例えば50%～60%の範囲で考える。
- ・都市部にある博物館等と違う点として、自然環境豊かな地域では、外部からムカデなどの虫が侵入することのないよう、隙間のない構造となるよう留意する。

○ 修理機能について

- ・「指針」においては施設の機能として、「保存・収蔵・展示」の観点を示しているが、キトラ古墳壁画の保存管理施設の場合には、脆弱な材質の壁画を「修理」できる機能も組み込む。

○ 公開の在り方について

- ・壁画の保存管理を第一に考えるべきであり、展示室や保管庫、修理室等の配置については、壁画の安全性に抵触しないゾーニングとする。
- ・壁画を展示室以外で公開する場合、例えば、修理作業室を窓越しに公開する場合などについては、安全面や作業者の負担等も考慮し、映像公開などのソフト面での対応も含めて、検討する。
- ・公開の在り方と修理との兼ね合いは実施設計の段階で具体的に調整する。
- ・修理作業室を公開する場合、技術者への配慮が不可欠。

○ その他

- ・保存・修理・公開などの各局面においては、人の動きなど、ソフト面も合わせてプログラムとして検討する。
- ・施設・設備面だけでなく、組織や体制についても考慮する。